

機器売買取引規約

第1条（本規約）

株式会社USEN（以下「当社」といいます）は、本機器売買取引規約（以下「本規約」といいます）を定め、お客様との業務用を使用する電気機器等（以下「機器等」といいます）の売買取引に適用します。

第2条（契約の成立）

お客様が、当社から提示する申込書に所定の事項を記載の上、これを当社に提出、当該申込書を当社が承諾することにより、当社が承諾をした旨をお客様に通知した日をもって両者間の売買取引は、成立するものとします（以下、成立した売買取引を「売買契約」といいます）。なお、売買契約に本規約と抵触する定めをした場合、売買契約の定めを本規約の定めにより優先して適用するものとします。

第3条（契約内容の変更）

お客様は、事由の如何を問わず、売買契約の内容を変更することはできません。ただし、次の各号のいずれかに該当する事項は、お客様が書面により変更希望内容を売買契約に定める機器等の納入日の10日前までに当社に通知、当該変更希望内容を当社が承諾した場合に限り、これを変更することができるものとします。

- ①「ご契約者情報」欄に記入されたお客様の名称、住所、電話番号、代表者のうちのいずれか。
- ②「ご請求先情報」「お支払方法」の各欄記載事項のうちのいずれか。
- ③機器等の納入希望日時

第4条（売買価格および支払方法）

機器等の売買取引価格は、当社から提示する申込書にてお客様に提示するものとします。

2. お客様は、申込書に特段の定めのない限り、機器等の納入をする（以下、第6条第1項に定める機器等の設置工事等を含めて「納入」といいます）日までに売買代金を現金一括にて当社に支払わなければなりません。なお、金融機関口座への振込みによる支払の場合、振込に係る手数料はお客様自らが負担するものとします
3. 当社により前項の履行確認ができない場合、当社は、当該履行確認ができるまでの間、機器等の納入の全部または一部を留保することができるものとします。

第5条（納入、引渡および所有権移転）

当社は、機器等を自らの責任と費用により、申込書所定の期日（申込後両者の合意により変更した場合には当該期日までに）にお客様の指定する納入場所に納入するものとします。

2. お客様は、機器等の納入時に検査を行い、数量不足、汚損品、およびその他不具合がないかを、その場、その時にて確認するものとします。検査の結果不具合が確認された場合、お客様は、その場、その時にて当社に通知するものとし、当社は、当該通知内容をその場、その時にて確認、当社により当該通知内容を確認できた機器等の数量不足、汚損品、およびその他不具合に対して、速やかに不足分の補充、代替良品との交換、および補修等を行うものとします。
3. 前項に定める検査で不具合がないことをお客様から通知を受けた時をもって、機器等の当社からお客様への一時引渡が完了するものとします。その後、機器等の納入後7日を経過してもなお、お客様からなんらの追加的通知が当社になされない場合、当該機器等の納入は、当社がお客様に納入した日をもって全ての引渡が完了したものとします。
4. 前項に基づく全ての機器等の引渡が完了した場合、かつお客様による当該引渡しを完了した機器等の売買代金支払の履行確認を当社が終了できていることを条件として、当該機器等の所有権は、一時引渡が完了した時に遡って当社からお客様に移転します。なお、お客様が当該売買代金以外に当社に支払うべき金銭債務の不履行がある場合、当該所有権の移転は、これに限らず、当社は、当該不履行の完了まで当該所有権を留保するものとします。
5. 前項の定めを問わず、機器等の納入前に生じた機器等の滅失棄損、変質その他一切の損害は、当社の負担とし、一時引渡し等の完了後に生じた損害は当社の責に帰すべきものを除き、お客様の負担とします。

第6条（設置工事等）

お客様が、機器等の納入に際し、設置工事等を希望される場合には、希望する工事の内容、工事希望日時等を申込書に記載し、当社所定の工事費を第4条第2項に準じて支払うものとします。

2. 機器等の納入にあたり、お客様が入居している建物の所有者（以下「建物所有者」という）から当該納入に関する承諾を要する場合、お客様は、自らの責任と費用により、建物所有者から当該承諾を得るものとし、当社はお客様が当該承諾を得ている前提にて当該納入をすることを、お客様は当社に保証するものとします。
3. 機器等の納入に係る工事は、当社の責任の下、当社または当社の指定する第三者が行うものとします。
4. 当社が設置工事等を実施した場合、当社は、当該工事に係る機器等の一時引渡が完了した日から1年以内に発見された明らかに当社の責とみられる当該設置工事等の瑕疵に限り、無償で補修をするものとします。ただし、次のいずれかに係る補修は、いかなる場合においても有償とします。
 - ①台風、地震、落雷などの自然災害による損害等の補修

②機器等の撤去等による当該機器を設置した建築物の外装および内装の原状回復のための補修

第7条（機器等の保証）

機器等の保証は、当該機器等の製造者が定める保証の条件に従うものとし、お客様は、当該機器等の製造者の定めに基づき、当該機器等の保証やサポートを受けるものとし、

2. お客様が、機器等を導入したこと、またこれを使用したことにより、何等かの損害を被ったとしても、当社はこれを賠償する責は負いません。

第8条（管轄裁判所）

お客様と当社は、売買契約に関し、両者の間で生じた一切の紛争について、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第9条（反社会的勢力排除に関する表明保証）

お客様は、売買契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとし、

2. お客様が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく売買契約を解除することができるものとし、
 - ① 反社会的勢力に属していること
 - ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
 - ③ 反社会的勢力を利用していること
 - ④ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていること
 - ⑤ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
 - ⑥ 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと
3. 前項各号のいずれかに該当したお客様は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた損害の賠償を当社に求めることはできないものとし、

附則

本規約は、平成25年11月27日を改定日とし、改定日以降成立した売買契約に適用します。